

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年11月22日提出
【計算期間】	第31期(自 2021年2月25日至 2021年8月24日)
【ファンド名】	日本株プライムニュートラル・ファンド（ラップ向け）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、300億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型 (絶対収益追求型)
	内外	その他資産 ()	E T F	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米				
中小型株	年6回 (隔月)	欧州				
債券	年12回 (毎月)	アジア				
一般	日々	オセアニア				
公債		中南米				
社債		アフリカ				
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性						
()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容について、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもののです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるも のまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨 またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨 またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指 す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、合わせて株式の信用取引等を活用することにより、わが国の株式市場全体の上昇・下落に左右されない安定的な収益の確保をめざします。

ファンドの特色



わが国の株式市場全体の上昇・下落に左右されない安定的な収益の確保をめざします。

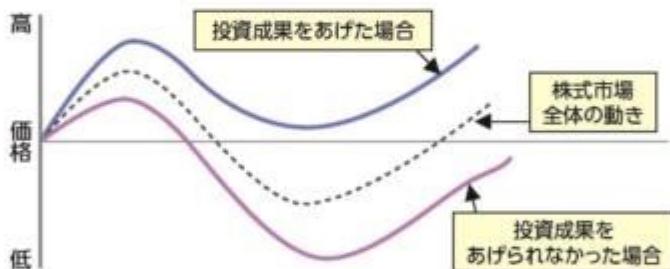
- 株式市場全体の上昇・下落の影響を抑えるためにマーケットニュートラル(市場中立)戦略が採られています。



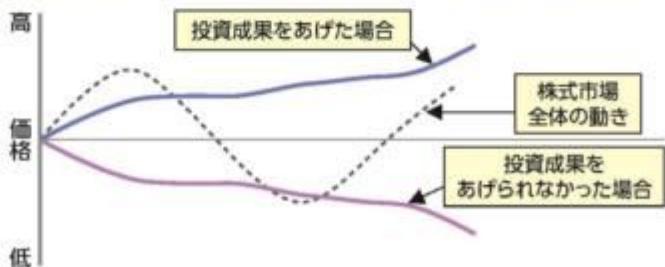
マーケットニュートラル戦略とは

株式の個別銘柄の「買付け」と「売建て」を組み合わせることにより、株式市場全体の騰落の影響を低減しながら、収益獲得をめざす運用手法です。

一般的な株式アクティブファンドの価格の動き(イメージ)



マーケットニュートラル戦略を行うファンドの価格の動き(イメージ)



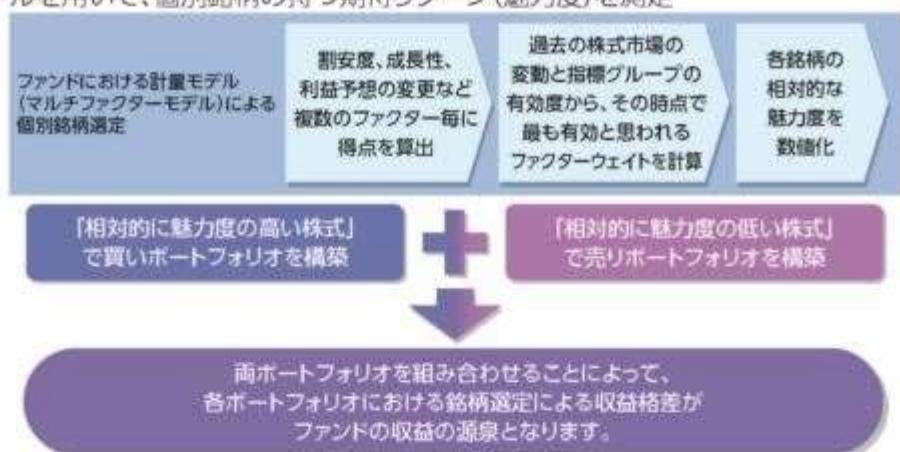
■ 上図は運用戦略の概念を表すイメージ図であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。



わが国の株式を主要投資対象とし、割安度、成長性といった投資尺度の中から、計量モデルを用いて決定された最適と推測される投資尺度により株式への投資を行います。同時に株式の信用取引等を活用することにより、株式市場の価格変動リスクの低減を図りつつ、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

<運用戦略のコンセプト>

計量モデルを用いて、個別銘柄の持つ期待リターン(魅力度)を測定



特色3

無担保コール翌日物レートをベンチマークとします。

- 無担保コール翌日物レートとは、金融機関同士が短期資金の貸借を行うコール市場において、翌日返済した無担保取引の際の金利をいいます。
- ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

■ファンドの仕組み

運用は主に日本株マーケットニュートラル・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
信用取引	信用取引の売付に係る時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内で行います。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

- 年2回の決算時(2・8月の各24日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2005年12月16日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
------	--

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況(2021年8月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

日本株マーケットニュートラル・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。組入比率は高位を維持することを基本とします。無担保コール翌日物レートをベンチマークとします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ア. 有価証券先物取引等

ベ. スワップ取引

ハ. 約束手形

二. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株マーケットニュートラル・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるも

のをいいます。)

15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で16.で定める以外のもの
16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに13.および19.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに16.の証券ならびに13.および19.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

<日本株マーケットニュートラル・マザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
(運用方法)

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

割安度、成長性といった投資尺度の中から、計量モデルを用いて決定された最適な投資尺度により株式への投資を行います。同時に株式の信用取引等を活用することにより株式市場の価格変動リスクの低減を図りつつ、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産の総額の50%以下とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総

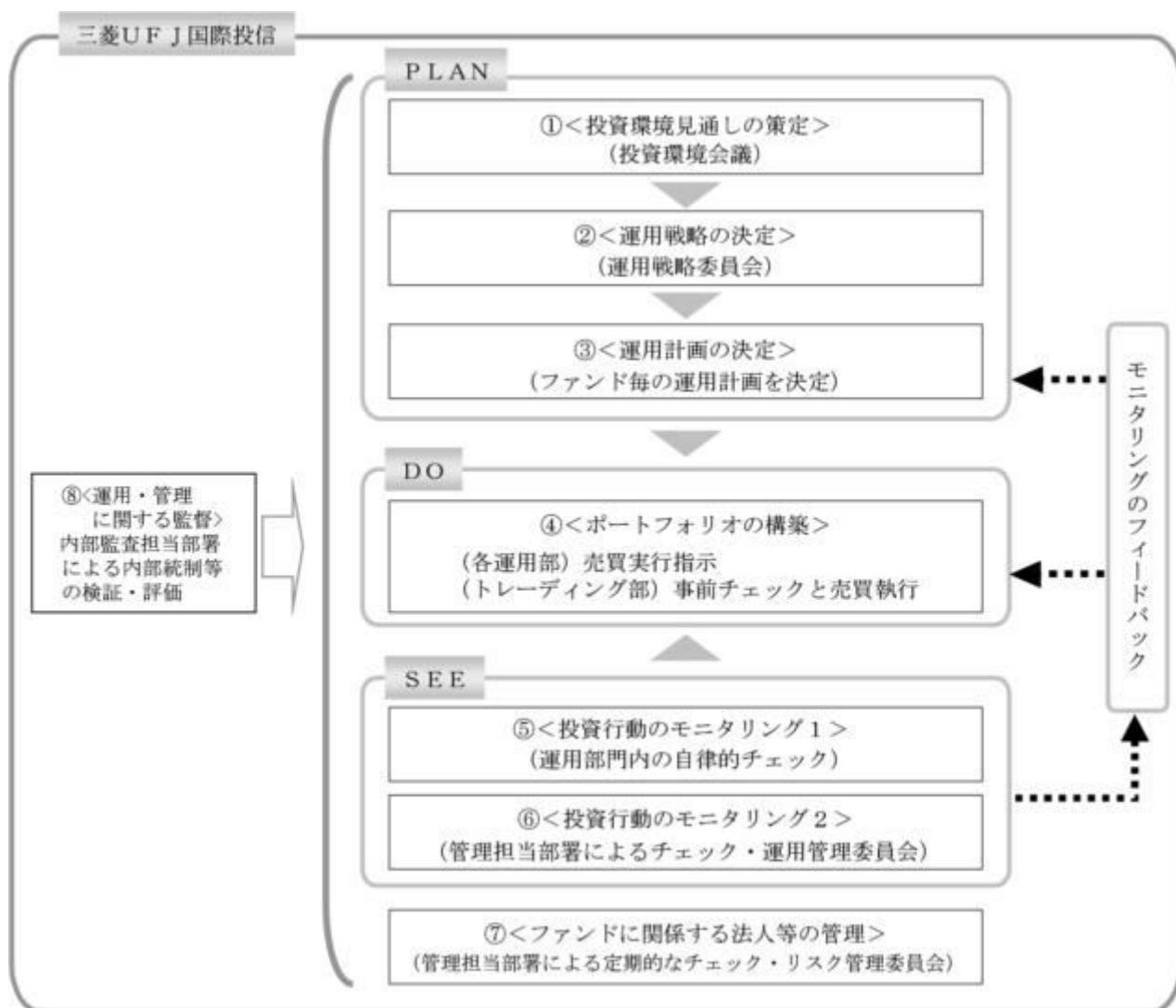
額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

a . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a . において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

c . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d . c .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b . a .の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできます。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により b . の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b . a .の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、 b . の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開

始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b . a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b . a . に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の空売り

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . a . の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

「マーケットニュートラル戦略について」

当ファンドは、実質的にわが国の株式に投資する（ロング・ポジション）とともに、信用取引を用いた株式の売建て（ショート・ポジション）を活用し株式市場全体の変動の影響を抑えることをめざすマーケットニュートラル戦略をとっていますので、株式市場全体の上昇が必ずしも収益の要因となるわけではありません。そのため、ロング・ポジションの利益がショート・ポジションの損失より小さい場合、あるいはロング・ポジションの損失がショート・ポジションの利益より大きい場合には損失が発生し、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの株価が下落する一方、ショート・ポジションの株価が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、実質的にわが国の株式に投資するとともに、信用取引を用いて株式を売り建てることによりマーケットリスクを極力回避しますが、ロング・ポジションとショート・ポ

ジションの価格変動の差異、逆日歩の発生その他の事情が生じた場合にはマーケットリスクを完全に回避できないことがあります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

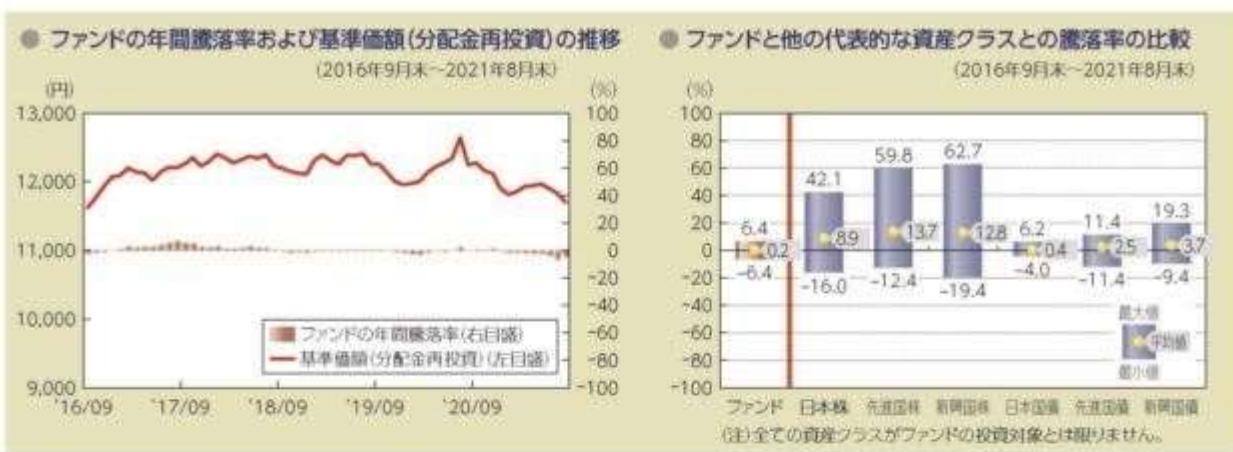
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.2%)が差し引かれます。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%(税抜 1.05%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.9%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.05%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.1%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%) の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【日本株プライムニュートラル・ファンド(ラップ向け)】

(1) 【投資状況】

令和3年8月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	32,450,619	99.80
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		66,377	0.20
純資産総額		32,516,996	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和3年8月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	22,977,143	1.4044	32,269,099	1.4123	32,450,619	99.80

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年8月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12計算期間末日	(平成24年 2月24日)	97,056,812	97,056,812	11,470	11,470
第13計算期間末日	(平成24年 8月24日)	67,598,183	67,598,183	10,966	10,966
第14計算期間末日	(平成25年 2月25日)	50,499,625	50,499,625	11,507	11,507
第15計算期間末日	(平成25年 8月26日)	533,985,269	533,985,269	11,494	11,494
第16計算期間末日	(平成26年 2月24日)	904,211,437	904,211,437	11,732	11,732
第17計算期間末日	(平成26年 8月25日)	1,161,429,254	1,161,429,254	11,415	11,415
第18計算期間末日	(平成27年 2月24日)	1,300,508,022	1,300,508,022	11,504	11,504
第19計算期間末日	(平成27年 8月24日)	1,052,390,950	1,052,390,950	11,816	11,816
第20計算期間末日	(平成28年 2月24日)	2,393,560,606	2,393,560,606	11,855	11,855
第21計算期間末日	(平成28年 8月24日)	2,789,414,112	2,789,414,112	11,478	11,478
第22計算期間末日	(平成29年 2月24日)	2,914,372,319	2,914,372,319	12,200	12,200
第23計算期間末日	(平成29年 8月24日)	996,702,522	996,702,522	12,207	12,207
第24計算期間末日	(平成30年 2月26日)	1,040,713,788	1,040,713,788	12,396	12,396
第25計算期間末日	(平成30年 8月24日)	293,409,332	293,409,332	12,270	12,270
第26計算期間末日	(平成31年 2月25日)	230,192,204	230,192,204	12,406	12,406
第27計算期間末日	(令和1年 8月26日)	1,549,360,340	1,549,360,340	12,273	12,273
第28計算期間末日	(令和2年 2月25日)	602,579,535	602,579,535	11,947	11,947
第29計算期間末日	(令和2年 8月24日)	746,558,276	746,558,276	12,456	12,456
第30計算期間末日	(令和3年 2月24日)	419,962,792	419,962,792	11,834	11,834
第31計算期間末日	(令和3年 8月24日)	32,342,663	32,342,663	11,643	11,643
	令和2年 8月末日	733,238,039		12,246	
	9月末日	714,094,553		12,276	
	10月末日	608,779,702		12,160	
	11月末日	537,921,365		12,123	
	12月末日	517,909,557		11,900	
	令和3年 1月末日	522,682,359		11,814	
	2月末日	417,414,736		11,855	
	3月末日	418,254,460		11,935	
	4月末日	39,023,587		11,943	
	5月末日	39,107,153		11,969	
	6月末日	33,061,998		11,901	
	7月末日	32,871,847		11,833	
	8月末日	32,516,996		11,705	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円
第25計算期間	0円
第26計算期間	0円
第27計算期間	0円
第28計算期間	0円
第29計算期間	0円
第30計算期間	0円
第31計算期間	0円

【收益率の推移】

	收益率(%)
第12計算期間	0.91
第13計算期間	4.39
第14計算期間	4.93
第15計算期間	0.11
第16計算期間	2.07
第17計算期間	2.70
第18計算期間	0.77
第19計算期間	2.71
第20計算期間	0.33
第21計算期間	3.18
第22計算期間	6.29
第23計算期間	0.05
第24計算期間	1.54

第25計算期間	1.01
第26計算期間	1.10
第27計算期間	1.07
第28計算期間	2.65
第29計算期間	4.26
第30計算期間	4.99
第31計算期間	1.61

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第12計算期間	693,280	55,652,582	84,614,319
第13計算期間	890,000	23,862,803	61,641,516
第14計算期間	32,370,796	50,128,191	43,884,121
第15計算期間	434,451,663	13,749,453	464,586,331
第16計算期間	694,931,787	388,810,335	770,707,783
第17計算期間	351,519,150	104,777,761	1,017,449,172
第18計算期間	680,608,167	567,569,392	1,130,487,947
第19計算期間	601,429,705	841,262,648	890,655,004
第20計算期間	1,322,457,715	194,158,131	2,018,954,588
第21計算期間	687,026,995	275,786,436	2,430,195,147
第22計算期間	382,688,008	424,127,812	2,388,755,343
第23計算期間	260,384,006	1,832,617,305	816,522,044
第24計算期間	170,118,710	147,115,477	839,525,277
第25計算期間	86,234,226	686,628,162	239,131,341
第26計算期間	1,079,377	54,660,689	185,550,029
第27計算期間	1,201,999,439	125,110,873	1,262,438,595
第28計算期間	34,578,614	792,641,629	504,375,580
第29計算期間	162,976,558	67,994,519	599,357,619
第30計算期間	20,007,012	264,491,005	354,873,626
第31計算期間	3,657,603	330,751,435	27,779,794

(参考)

日本株マーケットニュートラル・マザーファンド

投資状況

令和3年8月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	12,184,515,700	79.94
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,058,024,496	20.06
純資産総額		15,242,540,196	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

令和3年8月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	キーエンス	電気機器	1,700	65,760.00	111,792,000	66,130.00	112,421,000	0.74
日本	株式	日本郵船	海運業	12,000	7,820.00	93,840,000	8,870.00	106,440,000	0.70
日本	株式	飯田グループホールディングス	不動産業	38,000	2,663.00	101,194,000	2,796.00	106,248,000	0.70
日本	株式	SMC	機械	1,500	69,400.00	104,100,000	70,510.00	105,765,000	0.69
日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	6,500	16,210.00	105,365,000	16,125.00	104,812,500	0.69
日本	株式	オリンパス	精密機器	45,000	2,281.00	102,645,000	2,311.50	104,017,500	0.68
日本	株式	東レ	繊維製品	140,000	732.10	102,494,000	741.80	103,852,000	0.68
日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	85,000	1,157.00	98,345,000	1,189.00	101,065,000	0.66
日本	株式	シスメックス	電気機器	8,000	12,235.00	97,880,000	12,520.00	100,160,000	0.66
日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	30,000	3,330.00	99,900,000	3,290.00	98,700,000	0.65
日本	株式	参天製薬	医薬品	60,000	1,639.00	98,340,000	1,640.00	98,400,000	0.65
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	70,000	1,339.00	93,730,000	1,392.00	97,440,000	0.64
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	29,000	3,311.00	96,019,000	3,356.00	97,324,000	0.64
日本	株式	ウエルシアホールディングス	小売業	25,000	4,080.00	102,000,000	3,885.00	97,125,000	0.64
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	20,000	5,033.00	100,660,000	4,815.00	96,300,000	0.63
日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	22,000	4,355.00	95,810,000	4,365.00	96,030,000	0.63
日本	株式	ファナック	電気機器	4,000	23,535.00	94,140,000	23,990.00	95,960,000	0.63
日本	株式	明治ホールディングス	食料品	14,000	6,780.00	94,920,000	6,760.00	94,640,000	0.62
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	42,000	1,972.50	82,845,000	2,248.00	94,416,000	0.62
日本	株式	ライオン	化学	50,000	1,879.00	93,950,000	1,873.00	93,650,000	0.61
日本	株式	ミネベアミツミ	電気機器	33,000	2,827.00	93,291,000	2,833.00	93,489,000	0.61
日本	株式	住友商事	卸売業	60,000	1,529.00	91,740,000	1,554.50	93,270,000	0.61
日本	株式	コーパー	化学	7,000	13,590.00	95,130,000	13,300.00	93,100,000	0.61
日本	株式	アイシン	輸送用機器	22,000	4,055.00	89,210,000	4,205.00	92,510,000	0.61
日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	35,000	2,601.00	91,035,000	2,638.00	92,330,000	0.61
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	25,000	3,724.00	93,100,000	3,679.00	91,975,000	0.60
日本	株式	パナソニック	電気機器	70,000	1,254.00	87,780,000	1,312.00	91,840,000	0.60

日本	株式	日本碍子	ガラス・土石製品	50,000	1,774.00	88,700,000	1,825.00	91,250,000	0.60
日本	株式	日本通運	陸運業	12,000	7,460.00	89,520,000	7,490.00	89,880,000	0.59
日本	株式	リコー	電気機器	80,000	1,098.00	87,840,000	1,120.00	89,600,000	0.59

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和3年 8月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.21
	建設業	3.80
	食料品	4.15
	繊維製品	1.07
	パルプ・紙	0.24
	化学	6.51
	医薬品	3.63
	石油・石炭製品	0.95
	ゴム製品	0.34
	ガラス・土石製品	1.40
	鉄鋼	1.59
	非鉄金属	2.13
	金属製品	0.73
	機械	8.13
	電気機器	8.92
	輸送用機器	4.26
	精密機器	1.93
	その他製品	1.28
	陸運業	4.21
	海運業	1.34
	倉庫・運輸関連業	0.18
	情報・通信業	4.72
	卸売業	3.23
	小売業	7.71
	不動産業	1.36
	サービス業	5.92
小計		79.94
合計		79.94

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

該当事項はありません。

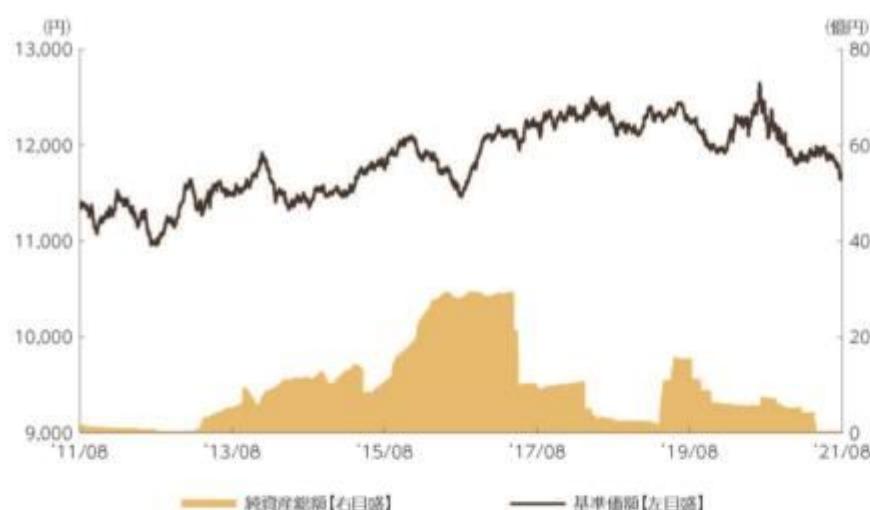
参考情報



運用実績

2021年8月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2011年8月31日～2021年8月31日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,705円
純資産総額	0.3億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年8月	0円
2021年2月	0円
2020年8月	0円
2020年2月	0円
2019年8月	0円
2019年2月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

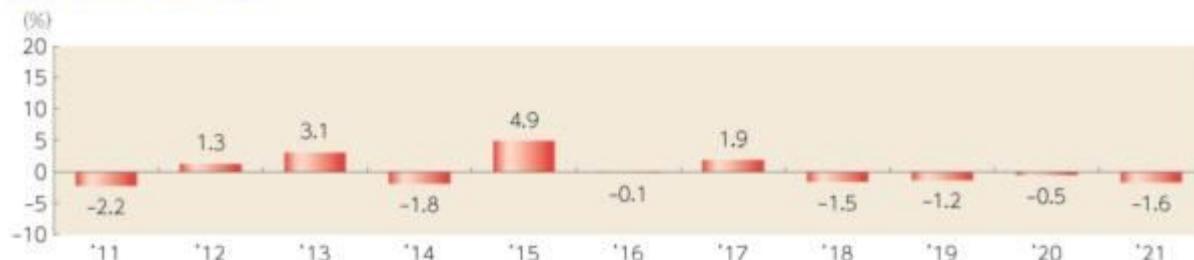
■主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位銘柄	業種	比率
国内株式現物	79.8%	1 キーエンス	電気機器	0.7%
国内株式信用売	-79.4%	2 日本郵船	海運業	0.7%
		3 飯田グループホールディングス	不動産業	0.7%
		4 SMC	機械	0.7%
		5 東海旅客鉄道	陸運業	0.7%
		6 オリンパス	精密機器	0.7%
		7 東レ	繊維製品	0.7%
		8 ルネサスエレクトロニクス	電気機器	0.7%
		9 シスメックス	電気機器	0.7%
株式(実質)	0.4%	10 日本M&Aセンター	サービス業	0.6%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■年間收益率の推移



・收益率は基準価額で計算

・2021年は年初から8月31日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

1日1件当たり5億円を超える取得申込みを受け付けない場合があります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える解約請求を受け付けない場合があります。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2005年12月16日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

(4)【計算期間】

毎年2月25日から8月24日および8月25日から翌年2月24日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1カ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3カ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(累積投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和3年2月25日から令和3年8月24日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本株プライムニュートラル・ファンド(ラップ向け)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第30期 [令和 3年 2月24日現在]	第31期 [令和 3年 8月24日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,709,515	1,002,049
親投資信託受益証券	418,894,359	32,269,099
未収入金	101,808,655	-
流動資産合計	525,412,529	33,271,148
資産合計	525,412,529	33,271,148
負債の部		
流動負債		
未払解約金	101,981,083	-
未払受託者報酬	329,545	88,226
未払委託者報酬	3,130,608	838,030
未払利息	1	1
その他未払費用	8,500	2,228
流動負債合計	105,449,737	928,485
負債合計	105,449,737	928,485
純資産の部		
元本等		
元本	354,873,626	27,779,794
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	65,089,166	4,562,869
(分配準備積立金)	6,246,348	688,162
元本等合計	419,962,792	32,342,663
純資産合計	419,962,792	32,342,663
負債純資産合計	525,412,529	33,271,148

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	第30期 自 令和 2年 8月25日 至 令和 3年 2月24日	第31期 自 令和 3年 2月25日 至 令和 3年 8月24日
営業収益		
受取利息	2	-
有価証券売買等損益	29,300,989	1,288,644
営業収益合計	29,300,987	1,288,644
営業費用		
支払利息	286	26
受託者報酬	329,545	88,226
委託者報酬	3,130,608	838,030
その他費用	8,500	2,228
営業費用合計	3,468,939	928,510
営業利益又は営業損失()	32,769,926	360,134
経常利益又は経常損失()	32,769,926	360,134
当期純利益又は当期純損失()	32,769,926	360,134
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	11,006,433	1,099,407
期首剩余金又は期首次損金()	147,200,657	65,089,166
剩余金増加額又は欠損金減少額	4,035,162	689,747
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	4,035,162	689,747
剩余金減少額又は欠損金増加額	64,383,160	60,476,771
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	64,383,160	60,476,771
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	65,089,166	4,562,869

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第31期 [令和3年8月24日現在]

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第30期 [令和3年2月24日現在]	第31期 [令和3年8月24日現在]
1. 期首元本額	599,357,619円	354,873,626円
期中追加設定元本額	20,007,012円	3,657,603円
期中一部解約元本額	264,491,005円	330,751,435円
2. 受益権の総数	354,873,626口	27,779,794口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第30期 自 令和2年8月25日 至 令和3年2月24日	第31期 自 令和3年2月25日 至 令和3年8月24日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>115,471,301円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>6,246,348円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>121,717,649円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>354,873,626口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>3,429円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	115,471,301円	分配準備積立金額	D	6,246,348円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121,717,649円	当ファンドの期末残存口数	F	354,873,626口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,429円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>9,066,308円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>688,162円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>9,754,470円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>27,779,794口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F*10,000</td> <td>3,511円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F*H/10,000</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	9,066,308円	分配準備積立金額	D	688,162円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,754,470円	当ファンドの期末残存口数	F	27,779,794口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,511円	1万口当たり分配金額	H	円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	115,471,301円																																																											
分配準備積立金額	D	6,246,348円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	121,717,649円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	354,873,626口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,429円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	9,066,308円																																																											
分配準備積立金額	D	688,162円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,754,470円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	27,779,794口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,511円																																																											
1万口当たり分配金額	H	円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第30期 自 令和 2年 8月25日 至 令和 3年 2月24日	第31期 自 令和 3年 2月25日 至 令和 3年 8月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第30期 [令和 3年 2月24日現在]	第31期 [令和 3年 8月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>

区分	第30期 [令和3年2月24日現在]	第31期 [令和3年8月24日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第30期 [令和3年2月24日現在]	第31期 [令和3年8月24日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	19,454,285	687,018
合計	19,454,285	687,018

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第30期 [令和3年2月24日現在]	第31期 [令和3年8月24日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1834円 (11,834円)	1.1643円 (11,643円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	22,977,143	32,269,099	
	合計	22,977,143	32,269,099	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株マーケットニュートラル・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和3年8月24日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,714,321,517
株式	11,937,054,500
未収入金	768,647,927
信用取引預け金	11,563,470,288
未収配当金	15,726,250
流動資産合計	27,999,220,482
資産合計	27,999,220,482
負債の部	
流動負債	
信用売証券	11,964,176,100
未払金	878,303,106
未払利息	3,787
その他未払費用	27,569,535
流動負債合計	12,870,052,528

[令和3年8月24日現在]

負債合計	12,870,052,528
純資産の部	
元本等	
元本	10,772,731,703
剰余金	
剰余金又は欠損金()	4,356,436,251
元本等合計	15,129,167,954
純資産合計	15,129,167,954
負債純資産合計	27,999,220,482

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 信用売証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	その他費用として、信用売り株式の借入に係る費用を、予め借入先と合意した料率と計算方法に基づき、原則として、借入実行日(信用売り受渡日)の翌営業日から日々計上しております。 また、信用売り株式の借入先に支払うべき配当金相当額を、株式の配当落ち日に計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

[令和3年8月24日現在]

当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和3年8月24日現在]
1. 期首	令和3年2月25日
期首元本額	11,963,677,212円
期中追加設定元本額	838,995,691円
期中一部解約元本額	2,029,941,200円
元本の内訳	
日本株プライムニュートラル・ファンド(ラップ向け)	22,977,143円
ヘッジファンドセレクション(ラップ向け)	1,544,217,504円
百戦錬磨の名人ファンド	30,087,552円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)	52,211,459円
三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)	109,870,474円
MUKAM 日本株マーケットニュートラル・ファンド2019-11(適格機関投資家限定)	3,417,730,404円

	[令和3年8月24日現在]
MUAM 日本株マーケットニュートラル・ファンド(適格機関投資家限定)	5,595,637,167円
合計	10,772,731,703円
2. 差入保証金代用有価証券 信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り差入れを行っております。 株式	7,244,543,250円
3. 受益権の総数	10,772,731,703口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和3年2月25日 至 令和3年8月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、信用売証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和3年8月24日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

区分	[令和3年8月24日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和3年8月24日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	204,052,055
信用売証券	160,656,046
合計	364,708,101

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和3年8月24日現在]
1口当たり純資産額	1,404円
(1万口当たり純資産額)	(14,044円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
1377	サカタのタネ	9,000	3,625.00	32,625,000	代用有価証券 8,000株
1414	ショーボンドホールディングス	7,000	4,935.00	34,545,000	代用有価証券 7,000株
1719	安藤・間	40,000	820.00	32,800,000	代用有価証券 40,000株
1762	高松コンストラクショングループ	12,000	2,030.00	24,360,000	代用有価証券 12,000株
1766	東建コーポレーション	3,000	9,920.00	29,760,000	代用有価証券 3,000株
1801	大成建設	22,000	3,520.00	77,440,000	代用有価証券 12,000株
1805	飛島建設	18,000	1,085.00	19,530,000	代用有価証券 18,000株
1821	三井住友建設	70,000	467.00	32,690,000	代用有価証券 50,000株
1824	前田建設工業	29,000	801.00	23,229,000	
1861	熊谷組	10,000	2,678.00	26,780,000	代用有価証券 10,000株
1885	東亜建設工業	9,000	2,300.00	20,700,000	
1925	大和ハウス工業	29,000	3,311.00	96,019,000	
1926	ライト工業	15,000	1,890.00	28,350,000	代用有価証券 15,000株
1929	日特建設	7,000	722.00	5,054,000	代用有価証券 7,000株
1934	ユアテック	25,000	704.00	17,600,000	
1949	住友電設	12,000	2,130.00	25,560,000	代用有価証券 12,000株
1959	九電工	8,500	3,860.00	32,810,000	代用有価証券 8,500株
1968	太平電業	9,000	2,703.00	24,327,000	代用有価証券 9,000株
1982	日比谷総合設備	12,000	1,904.00	22,848,000	
2053	中部飼料	18,500	1,123.00	20,775,500	代用有価証券 18,500株
2109	D M三井製糖ホールディングス	16,000	1,969.00	31,504,000	代用有価証券 16,000株
2206	江崎グリコ	7,000	4,240.00	29,680,000	代用有価証券 7,000株

2222	寿スピリッツ	4,500	6,640.00	29,880,000	4,500株 代用有価証券
2269	明治ホールディングス	14,000	6,780.00	94,920,000	
2288	丸大食品	10,000	1,761.00	17,610,000	10,000株 代用有価証券
2292	S Foods	9,500	3,270.00	31,065,000	9,500株 代用有価証券
2502	アサヒグループホールディングス	17,000	5,183.00	88,111,000	
2503	キリンホールディングス	40,000	2,000.50	80,020,000	40,000株 代用有価証券
2531	宝ホールディングス	19,000	1,360.00	25,840,000	
2579	コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールデ	16,000	1,538.00	24,608,000	15,000株 代用有価証券
2815	アリアケジャパン	5,000	6,290.00	31,450,000	4,000株 代用有価証券
2914	日本たばこ産業	40,000	2,135.50	85,420,000	40,000株 代用有価証券
2915	ケンコーマヨネーズ	4,000	1,543.00	6,172,000	
2918	わらべや日洋ホールディングス	15,000	2,219.00	33,285,000	15,000株 代用有価証券
3401	帝人	20,000	1,575.00	31,500,000	20,000株 代用有価証券
3402	東レ	140,000	732.10	102,494,000	130,000株 代用有価証券
3612	ワールド	20,000	1,353.00	27,060,000	20,000株 代用有価証券
3865	北越コーポレーション	60,000	588.00	35,280,000	40,000株 代用有価証券
3405	クラレ	30,000	1,022.00	30,660,000	30,000株 代用有価証券
4004	昭和電工	12,000	2,506.00	30,072,000	12,000株 代用有価証券
4005	住友化学	135,000	548.00	73,980,000	90,000株 代用有価証券
4042	東ソー	40,000	1,965.00	78,600,000	
4045	東亞合成	20,000	1,243.00	24,860,000	
4047	関東電化工業	31,000	1,019.00	31,589,000	31,000株 代用有価証券
4078	堺化学工業	11,000	2,053.00	22,583,000	11,000株 代用有価証券

4088	エア・ウォーター	18,000	1,795.00	32,310,000	18,000株 代用有価証券
4095	日本パーカライジング	20,000	1,143.00	22,860,000	20,000株 代用有価証券
4114	日本触媒	6,500	5,650.00	36,725,000	5,500株 代用有価証券
4187	大阪有機化学工業	7,000	3,655.00	25,585,000	7,000株 代用有価証券
4202	ダイセル	35,000	869.00	30,415,000	
4205	日本ゼオン	20,000	1,453.00	29,060,000	
4206	アイカ工業	7,000	3,700.00	25,900,000	7,000株 代用有価証券
4212	積水樹脂	6,000	2,144.00	12,864,000	
4220	リケンテクノス	53,000	572.00	30,316,000	40,000株 代用有価証券
4401	A D E K A	18,000	2,286.00	41,148,000	18,000株 代用有価証券
4626	太陽ホールディングス	6,000	5,950.00	35,700,000	
4912	ライオン	50,000	1,879.00	93,950,000	50,000株 代用有価証券
4917	マンダム	14,000	1,646.00	23,044,000	14,000株 代用有価証券
4922	コーセー	7,000	13,590.00	95,130,000	
4958	長谷川香料	10,000	2,766.00	27,660,000	5,000株 代用有価証券
4980	デクセリアルズ	14,000	2,111.00	29,554,000	14,000株 代用有価証券
4996	クミアイ化学工業	35,000	909.00	31,815,000	35,000株 代用有価証券
4997	日本農薬	50,000	539.00	26,950,000	45,000株 代用有価証券
7942	J S P	6,000	1,601.00	9,606,000	6,000株 代用有価証券
7970	信越ポリマー	30,000	958.00	28,740,000	
4502	武田薬品工業	25,000	3,724.00	93,100,000	
4503	アステラス製薬	48,000	1,861.00	89,328,000	
4506	大日本住友製薬	35,000	1,914.00	66,990,000	35,000株 代用有価証券
4536	参天製薬	60,000	1,639.00	98,340,000	60,000株 代用有価証券

4548	生化学工業	29,000	1,126.00	32,654,000	23,000株 代用有価証券
4551	鳥居薬品	13,000	2,857.00	37,141,000	9,000株 代用有価証券
4552	JCRファーマ	10,000	3,020.00	30,200,000	10,000株 代用有価証券
4554	富士製薬工業	9,000	1,131.00	10,179,000	
4574	大幸薬品	28,000	900.00	25,200,000	
4587	ペプチドリーム	18,000	3,950.00	71,100,000	18,000株 代用有価証券
5011	ニチレキ	19,000	1,258.00	23,902,000	14,000株 代用有価証券
5019	出光興産	35,000	2,601.00	91,035,000	30,000株 代用有価証券
5021	コスモエネルギーホールディングス	13,000	2,174.00	28,262,000	13,000株 代用有価証券
5186	ニッタ	13,000	2,690.00	34,970,000	10,000株 代用有価証券
5191	住友理工	22,000	693.00	15,246,000	
5202	日本板硝子	45,000	551.00	24,795,000	45,000株 代用有価証券
5218	オハラ	17,000	1,311.00	22,287,000	10,000株 代用有価証券
5301	東海カーボン	22,000	1,444.00	31,768,000	14,000株 代用有価証券
5331	ノリタケカンパニーリミテド	7,500	4,060.00	30,450,000	7,500株 代用有価証券
5333	日本碍子	50,000	1,774.00	88,700,000	47,000株 代用有価証券
5352	黒崎播磨	2,000	4,750.00	9,500,000	4,500株 代用有価証券
5401	日本製鉄	42,000	1,972.50	82,845,000	
5406	神戸製鋼所	44,000	645.00	28,380,000	40,000株 代用有価証券
5423	東京製鐵	27,000	1,086.00	29,322,000	20,000株 代用有価証券
5440	共英製鋼	12,000	1,376.00	16,512,000	
5449	大阪製鐵	5,000	1,146.00	5,730,000	
5471	大同特殊鋼	6,000	4,820.00	28,920,000	
5482	愛知製鋼	11,000	2,695.00	29,645,000	8,000株 代用有価証券

5706	三井金属鉱業	8,500	3,225.00	27,412,500	8,500株 代用有価証券
5711	三菱マテリアル	12,000	2,137.00	25,644,000	
5714	DOWAホールディングス	7,500	4,475.00	33,562,500	6,500株 代用有価証券
5727	東邦チタニウム	23,000	1,079.00	24,817,000	23,000株 代用有価証券
5741	UACJ	13,000	2,553.00	33,189,000	
5801	古河電気工業	12,000	2,276.00	27,312,000	12,000株 代用有価証券
5802	住友電気工業	60,000	1,432.50	85,950,000	60,000株 代用有価証券
5803	フジクラ	62,000	628.00	38,936,000	57,000株 代用有価証券
5809	タツタ電線	30,000	513.00	15,390,000	
3421	稻葉製作所	14,000	1,423.00	19,922,000	
3433	トーカロ	20,000	1,309.00	26,180,000	20,000株 代用有価証券
5959	岡部	31,000	654.00	20,274,000	
5975	東プレ	20,000	1,324.00	26,480,000	
5992	中央発條	15,000	1,082.00	16,230,000	
6101	ツガミ	20,000	1,567.00	31,340,000	20,000株 代用有価証券
6103	オークマ	6,000	5,110.00	30,660,000	6,000株 代用有価証券
6146	ディスコ	2,700	31,450.00	84,915,000	
6235	オプトラン	13,000	2,202.00	28,626,000	
6240	ヤマシンフィルタ	45,000	595.00	26,775,000	26,000株 代用有価証券
6264	マルマエ	13,000	1,982.00	25,766,000	11,000株 代用有価証券
6273	SMC	1,500	69,400.00	104,100,000	
6277	ホソカワミクロン	4,500	6,510.00	29,295,000	4,000株 代用有価証券
6284	日精エー・エス・ビー機械	7,000	4,100.00	28,700,000	5,000株 代用有価証券
6289	技研製作所	7,000	4,615.00	32,305,000	6,000株 代用有価証券
6293	日精樹脂工業	19,000	1,119.00	21,261,000	17,000株 代用有価証券

6302	住友重機械工業	12,000	2,897.00	34,764,000	
6323	ローツエ	4,000	7,890.00	31,560,000	
6339	新東工業	20,000	775.00	15,500,000	
6340	瀧谷工業	10,000	2,964.00	29,640,000	代用有価証券 7,000株
6367	ダイキン工業	3,000	26,710.00	80,130,000	
6381	アネスト岩田	24,000	1,014.00	24,336,000	代用有価証券 24,000株
6395	タダノ	30,000	1,165.00	34,950,000	代用有価証券 18,000株
6407	C K D	11,000	2,241.00	24,651,000	
6409	キトー	4,000	1,708.00	6,832,000	代用有価証券 4,000株
6420	フクシマガリレイ	7,000	4,750.00	33,250,000	代用有価証券 5,000株
6432	竹内製作所	12,000	2,614.00	31,368,000	代用有価証券 10,000株
6462	リケン	15,000	2,519.00	37,785,000	代用有価証券 10,000株
6464	ツバキ・ナカシマ	15,000	1,423.00	21,345,000	
6465	ホシザキ	8,000	10,270.00	82,160,000	
6470	大豊工業	20,000	837.00	16,740,000	
6471	日本精工	100,000	768.00	76,800,000	代用有価証券 90,000株
6472	N T N	90,000	246.00	22,140,000	代用有価証券 90,000株
6480	日本トムソン	45,000	557.00	25,065,000	代用有価証券 45,000株
6490	日本ピラー工業	10,000	2,431.00	24,310,000	
7011	三菱重工業	29,000	2,887.00	83,723,000	代用有価証券 29,000株
7718	スター精密	20,000	1,532.00	30,640,000	
6479	ミネベアミツミ	33,000	2,827.00	93,291,000	代用有価証券 30,000株
6516	山洋電気	4,000	6,840.00	27,360,000	代用有価証券 4,000株
6630	ヤーマン	20,000	1,046.00	20,920,000	代用有価証券 16,000株
6644	大崎電気工業	30,000	553.00	16,590,000	代用有価証券 30,000株

6652	I D E C	16,000	2,143.00	34,288,000	14,000株 代用有価証券
6707	サンケン電気	7,000	5,200.00	36,400,000	6,000株 代用有価証券
6718	アイホン	6,000	2,010.00	12,060,000	
6723	ルネサスエレクトロニクス	85,000	1,157.00	98,345,000	70,000株 代用有価証券
6728	アルパック	6,000	5,750.00	34,500,000	6,000株 代用有価証券
6744	能美防災	14,000	2,093.00	29,302,000	12,000株 代用有価証券
6750	エレコム	16,000	1,713.00	27,408,000	12,000株 代用有価証券
6752	パナソニック	70,000	1,254.00	87,780,000	70,000株 代用有価証券
6770	アルプスアルパイン	26,000	1,104.00	28,704,000	16,000株 代用有価証券
6804	ホシデン	25,000	903.00	22,575,000	
6807	日本航空電子工業	16,000	1,604.00	25,664,000	
6823	リオン	5,000	2,537.00	12,685,000	
6844	新電元工業	9,000	4,110.00	36,990,000	6,500株 代用有価証券
6857	アドバンテスト	6,000	9,050.00	54,300,000	
6861	キーエンス	1,700	65,760.00	111,792,000	
6869	シスメックス	8,000	12,235.00	97,880,000	
6877	O B A R A G R O U P	8,000	3,745.00	29,960,000	7,000株 代用有価証券
6905	コーセル	14,000	1,014.00	14,196,000	
6954	ファナック	4,000	23,535.00	94,140,000	4,000株 代用有価証券
6961	エンプラス	5,000	3,160.00	15,800,000	
6966	三井ハイテック	5,500	6,410.00	35,255,000	
6967	新光電気工業	8,000	3,480.00	27,840,000	8,000株 代用有価証券
6976	太陽誘電	6,000	5,800.00	34,800,000	
6997	日本ケミコン	14,000	2,192.00	30,688,000	
6999	K O A	19,000	1,547.00	29,393,000	19,000株 代用有価証券
7244	市光工業	25,000	629.00	15,725,000	
7752	リコー	80,000	1,098.00	87,840,000	

6584	三櫻工業	22,000	1,098.00	24,156,000	
6995	東海理化電機製作所	16,000	1,589.00	25,424,000	10,000株 代用有価証券
7105	三菱ロジスネクスト	30,000	897.00	26,910,000	20,000株 代用有価証券
7202	いすゞ自動車	70,000	1,339.00	93,730,000	70,000株 代用有価証券
7222	日産車体	8,000	723.00	5,784,000	15,000株 代用有価証券
7231	トピー工業	19,000	1,131.00	21,489,000	17,000株 代用有価証券
7236	ティラド	10,000	3,015.00	30,150,000	10,000株 代用有価証券
7240	NOK	19,000	1,326.00	25,194,000	19,000株 代用有価証券
7259	アイシン	22,000	4,055.00	89,210,000	22,000株 代用有価証券
7261	マツダ	70,000	923.00	64,610,000	
7270	SUBARU	27,400	2,018.50	55,306,900	25,100株 代用有価証券
7272	ヤマハ発動機	31,000	2,565.00	79,515,000	26,000株 代用有価証券
7282	豊田合成	12,000	2,307.00	27,684,000	12,000株 代用有価証券
7296	エフ・シー・シー	19,000	1,475.00	28,025,000	13,000株 代用有価証券
7313	テイ・エス テック	19,000	1,469.00	27,911,000	17,000株 代用有価証券
7715	長野計器	16,000	1,058.00	16,928,000	
7729	東京精密	6,000	4,690.00	28,140,000	6,000株 代用有価証券
7731	ニコン	30,000	1,122.00	33,660,000	30,000株 代用有価証券
7733	オリンパス	45,000	2,281.00	102,645,000	45,000株 代用有価証券
7734	理研計器	5,000	2,725.00	13,625,000	
7744	ノーリツ鋼機	11,000	2,439.00	26,829,000	11,000株 代用有価証券
7745	エー・アンド・デイ	20,000	1,053.00	21,060,000	15,000株 代用有価証券
7762	シチズン時計	95,000	473.00	44,935,000	95,000株 代用有価証券

7840	フランスペドホールディングス	18,000	928.00	16,704,000	
7846	パイロットコーポレーション	8,000	4,255.00	34,040,000	
7905	大建工業	9,000	2,339.00	21,051,000	
7915	NISSHA	20,000	1,721.00	34,420,000	20,000株 代用有価証券
7921	TAKARA & COMPANY	12,000	1,731.00	20,772,000	12,000株 代用有価証券
7984	コクヨ	19,000	1,958.00	37,202,000	16,000株 代用有価証券
7990	グローブライド	4,000	8,240.00	32,960,000	
2384	SBSホールディングス	10,000	3,825.00	38,250,000	10,000株 代用有価証券
9007	小田急電鉄	33,000	2,622.00	86,526,000	
9022	東海旅客鉄道	6,500	16,210.00	105,365,000	6,500株 代用有価証券
9037	ハマキヨウレックス	10,000	3,265.00	32,650,000	7,000株 代用有価証券
9042	阪急阪神ホールディングス	26,000	3,340.00	86,840,000	26,000株 代用有価証券
9044	南海電気鉄道	9,000	2,382.00	21,438,000	
9045	京阪ホールディングス	10,000	3,010.00	30,100,000	10,000株 代用有価証券
9048	名古屋鉄道	17,000	1,899.00	32,283,000	17,000株 代用有価証券
9052	山陽電気鉄道	4,500	1,971.00	8,869,500	
9062	日本通運	12,000	7,460.00	89,520,000	
9068	丸全昭和運輸	8,500	3,380.00	28,730,000	8,500株 代用有価証券
9069	センコーグループホールディングス	25,000	992.00	24,800,000	20,000株 代用有価証券
9072	ニッコンホールディングス	10,000	2,355.00	23,550,000	10,000株 代用有価証券
9076	セイノーホールディングス	25,000	1,407.00	35,175,000	20,000株 代用有価証券
9101	日本郵船	12,000	7,820.00	93,840,000	
9104	商船三井	7,000	7,150.00	50,050,000	7,000株 代用有価証券
9107	川崎汽船	7,000	4,930.00	34,510,000	9,000株 代用有価証券
9303	住友倉庫	15,000	1,753.00	26,295,000	

3655	プレインパッド	7,000	4,830.00	33,810,000	7,000株 代用有価証券
3677	システム情報	15,000	926.00	13,890,000	
3844	コムチュア	11,000	2,695.00	29,645,000	9,000株 代用有価証券
3925	ダブルスタンダード	6,500	7,340.00	47,710,000	6,500株 代用有価証券
3962	チェンジ	9,000	2,263.00	20,367,000	8,000株 代用有価証券
3983	オロ	5,500	3,345.00	18,397,500	5,500株 代用有価証券
4326	インテージホールディングス	12,000	1,427.00	17,124,000	
4348	インフォコム	11,000	2,342.00	25,762,000	
4684	オービック	4,000	21,320.00	85,280,000	
4686	ジャストシステム	5,000	6,180.00	30,900,000	5,000株 代用有価証券
4739	伊藤忠テクノソリューションズ	26,000	3,385.00	88,010,000	26,000株 代用有価証券
4776	サイボウズ	10,000	2,355.00	23,550,000	10,000株 代用有価証券
7518	ネットワンシステムズ	8,000	3,475.00	27,800,000	
8096	兼松エレクトロニクス	8,000	3,665.00	29,320,000	8,000株 代用有価証券
9401	TBSホールディングス	15,000	1,620.00	24,300,000	
9435	光通信	4,000	18,930.00	75,720,000	
9450	ファイバーゲート	16,000	1,665.00	26,640,000	
9692	シーイーシー	16,000	1,587.00	25,392,000	16,000株 代用有価証券
9742	アイネス	20,000	1,478.00	29,560,000	20,000株 代用有価証券
9746	T K C	5,000	3,655.00	18,275,000	
2768	双日	70,000	322.00	22,540,000	
3076	あい ホールディングス	14,500	2,203.00	31,943,500	10,000株 代用有価証券
3151	バイタルケースケー・ホールディングス	30,000	794.00	23,820,000	
3183	ワイン・パートナーズ	11,000	1,001.00	11,011,000	
3543	コメダホールディングス	13,000	2,018.00	26,234,000	13,000株 代用有価証券

7483	ドウシシャ	17,000	1,708.00	29,036,000	代用有価証券 10,000株
7504	高速	10,000	1,616.00	16,160,000	
7575	日本ライフライン	21,000	1,335.00	28,035,000	代用有価証券 18,000株
7607	進和	7,500	2,289.00	17,167,500	代用有価証券 7,500株
7637	白銅	7,500	2,404.00	18,030,000	
8012	長瀬産業	14,000	1,786.00	25,004,000	
8037	カメイ	11,000	1,159.00	12,749,000	代用有価証券 14,000株
8053	住友商事	60,000	1,529.00	91,740,000	
8059	第一実業	4,000	4,700.00	18,800,000	
8074	ユアサ商事	6,000	2,979.00	17,874,000	
9962	ミスミグループ本社	22,000	4,355.00	95,810,000	
2659	サンエー	7,500	4,105.00	30,787,500	代用有価証券 6,500株
2670	エービーシー・マート	15,000	5,920.00	88,800,000	代用有価証券 15,000株
2695	くら寿司	4,000	4,140.00	16,560,000	代用有価証券 4,000株
2726	パルグループホールディングス	16,000	1,544.00	24,704,000	
2730	エディオン	25,000	1,040.00	26,000,000	代用有価証券 20,000株
2742	ハローズ	8,000	2,974.00	23,792,000	
3034	クオールホールディングス	18,000	1,572.00	28,296,000	代用有価証券 17,000株
3050	DCMホールディングス	25,000	1,087.00	27,175,000	代用有価証券 25,000株
3085	アークランドサービスホールディングス	13,600	2,196.00	29,865,600	代用有価証券 10,600株
3086	J.フロントリテイリング	30,000	941.00	28,230,000	
3088	マツモトキヨシホールディングス	8,000	5,120.00	40,960,000	代用有価証券 8,000株
3097	物語コーポレーション	6,000	6,130.00	36,780,000	代用有価証券 6,000株
3141	ウエルシアホールディングス	25,000	4,080.00	102,000,000	
3186	ネクステージ	18,000	2,278.00	41,004,000	代用有価証券 14,000株

3221	ヨシックスホールディングス	4,500	2,094.00	9,423,000	3,700株 代用有価証券
3382	セブン&アイ・ホールディングス	20,000	5,033.00	100,660,000	
3397	トリドールホールディングス	15,000	2,215.00	33,225,000	15,000株 代用有価証券
3563	FOOD & LIFE COMPANY	8,000	4,430.00	35,440,000	8,000株 代用有価証券
7532	パン・パシフィック・インターナショナルホール	40,000	2,182.00	87,280,000	40,000株 代用有価証券
7593	VTホールディングス	50,000	536.00	26,800,000	50,000株 代用有価証券
7606	ユナイテッドアローズ	12,000	1,731.00	20,772,000	
8214	AOKIホールディングス	35,000	615.00	21,525,000	
8219	青山商事	35,000	643.00	22,505,000	
8233	高島屋	25,000	1,109.00	27,725,000	25,000株 代用有価証券
8273	イズミ	8,500	3,600.00	30,600,000	
8276	平和堂	14,000	2,244.00	31,416,000	
8281	ゼビオホールディングス	24,000	1,067.00	25,608,000	24,000株 代用有価証券
9627	AINホールディングス	4,500	7,390.00	33,255,000	4,000株 代用有価証券
9842	アークランドサカモト	21,000	1,511.00	31,731,000	14,500株 代用有価証券
9956	パローホールディングス	10,000	2,473.00	24,730,000	
9983	ファーストリテイリング	1,000	73,460.00	73,460,000	
3291	飯田グループホールディングス	38,000	2,663.00	101,194,000	38,000株 代用有価証券
3465	ケイアイスター不動産	6,000	5,130.00	30,780,000	6,000株 代用有価証券
8905	イオンモール	20,000	1,653.00	33,060,000	20,000株 代用有価証券
8919	カチタス	10,000	3,655.00	36,550,000	10,000株 代用有価証券
2124	ジェイエイシーリクルートメント	10,000	1,784.00	17,840,000	
2127	日本M&Aセンター	30,000	3,330.00	99,900,000	30,000株 代用有価証券
2130	メンバーズ	8,000	3,170.00	25,360,000	
2146	UTグループ	10,000	2,898.00	28,980,000	10,000株 代用有価証券

2154	夢真ビーネックスグループ	20,000	1,152.00	23,040,000	15,000株 代用有価証券
2168	パソナグループ	10,000	2,523.00	25,230,000	
2413	エムスリー	11,000	7,397.00	81,367,000	11,000株 代用有価証券
2427	アウトソーシング	21,000	1,762.00	37,002,000	17,000株 代用有価証券
2433	博報堂DYホールディングス	50,000	1,777.00	88,850,000	
4343	イオンファンタジー	11,000	1,809.00	19,899,000	11,000株 代用有価証券
4544	H.U.グループホールディングス	10,000	3,310.00	33,100,000	
4714	リソー教育	70,000	394.00	27,580,000	
4745	東京個別指導学院	25,000	594.00	14,850,000	25,000株 代用有価証券
4849	エン・ジャパン	6,000	3,550.00	21,300,000	6,000株 代用有価証券
6035	アイ・アールジャパンホールディングス	1,800	12,050.00	21,690,000	1,500株 代用有価証券
6036	KeePer技研	8,000	3,545.00	28,360,000	8,000株 代用有価証券
6080	M&Aキャピタルパートナーズ	5,000	5,040.00	25,200,000	4,000株 代用有価証券
6088	シグマクシス	12,000	2,232.00	26,784,000	
6095	メドピア	6,000	3,870.00	23,220,000	4,000株 代用有価証券
6099	エラン	17,000	1,137.00	19,329,000	17,000株 代用有価証券
6191	エアトリ	10,000	2,510.00	25,100,000	10,000株 代用有価証券
6196	ストライク	7,000	3,815.00	26,705,000	4,000株 代用有価証券
6532	ベイカレント・コンサルティング	1,100	50,200.00	55,220,000	800株 代用有価証券
6541	グレイステクノロジー	18,000	1,022.00	18,396,000	17,000株 代用有価証券
6569	日総工産	15,000	737.00	11,055,000	
9755	応用地質	9,000	1,284.00	11,556,000	
9793	ダイセキ	6,000	5,350.00	32,100,000	
合 計		6,249,800		11,937,054,500	

(注1)備考欄の数値は、差入保証金代用有価証券としての担保差入れ株式数です。

備考欄以外に下記の通り、約定未受渡にかかる有価証券を差入保証金代用有価証券として担保に差し入れております。

	銘柄	株式数
3222	ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	25,000
3861	王子ホールディングス	130,000
5201	A G C	19,000
6965	浜松ホトニクス	16,000

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

(単位:円)

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額	
極洋	8,500	25,670,000	
日本水産	55,000	32,945,000	
マルハニチロ	12,000	29,568,000	
雪国まいたけ	16,000	25,584,000	
ホクト	15,000	29,175,000	
ヒノキヤグループ	3,000	6,777,000	
清水建設	130,000	106,600,000	
鹿島建設	70,000	99,330,000	
不動テトラ	15,000	25,545,000	
西松建設	9,000	30,420,000	
大豊建設	7,000	28,595,000	
奥村組	10,000	29,660,000	
戸田建設	40,000	31,920,000	
ピーエス三菱	29,000	18,299,000	
東洋建設	60,000	32,640,000	
世紀東急工業	20,000	16,540,000	
中電工	13,000	29,120,000	
きんでん	17,000	31,382,000	

日本電設工業	14,000	25,746,000	
日揮ホールディングス	35,000	31,395,000	
東洋エンジニアリング	50,000	44,800,000	
昭和産業	10,000	28,230,000	
フィード・ワン	20,000	15,000,000	
森永製菓	7,500	28,875,000	
亀田製菓	5,000	23,075,000	
森永乳業	5,000	35,650,000	
ヤクルト本社	17,000	108,970,000	
サッポロホールディングス	12,000	28,476,000	
伊藤園	14,000	94,640,000	
日清オイリオグループ	8,000	24,520,000	
J - オイルミルズ	13,000	23,634,000	
味の素	40,000	126,520,000	
理研ビタミン	5,000	8,685,000	
ユニチカ	70,000	23,310,000	
富士紡ホールディングス	7,500	30,750,000	
セーレン	17,000	33,592,000	
デサント	10,000	33,100,000	
日本製紙	30,000	37,890,000	
旭化成	90,000	103,365,000	
日産化学	17,000	102,510,000	
クレハ	5,000	37,550,000	
多木化学	5,000	31,450,000	
石原産業	25,000	28,325,000	
日本曹達	7,000	24,255,000	
トクヤマ	13,000	27,989,000	
大阪ソーダ	9,000	23,130,000	
日本化学工業	6,000	19,950,000	
保土谷化学工業	8,000	36,720,000	
KHネオケム	12,000	34,560,000	
ダイキヨーニシカワ	30,000	19,950,000	
扶桑化学工業	7,000	30,625,000	
トリケミカル研究所	10,000	32,300,000	
日油	7,000	42,560,000	
花王	9,000	61,470,000	

三洋化成工業	5,000	29,300,000	
日本ペイントホールディングス	58,000	80,098,000	
中国塗料	35,000	31,430,000	
D I C	10,000	31,350,000	
東洋インキSCホールディングス	15,000	30,570,000	
富士フィルムホールディングス	12,000	106,344,000	
資生堂	9,000	62,577,000	
高砂香料工業	7,000	19,894,000	
ファンケル	9,000	32,355,000	
コニシ	10,000	17,040,000	
J C U	9,000	36,045,000	
アース製薬	4,500	29,835,000	
ユニ・チャーム	20,000	99,140,000	
協和キリン	30,000	109,350,000	
エーザイ	10,000	91,750,000	
ツムラ	7,000	26,110,000	
日医工	36,000	33,264,000	
栄研化学	10,000	21,590,000	
東和薬品	11,000	32,967,000	
ゼリア新薬工業	15,000	32,760,000	
第一三共	43,000	109,456,500	
キョーリン製薬ホールディングス	15,000	27,570,000	
大正製薬ホールディングス	15,000	95,100,000	
富士石油	100,000	25,100,000	
横浜ゴム	15,000	28,995,000	
TOYO TIRE	14,000	27,216,000	
ブリヂストン	20,000	99,520,000	
住友ゴム工業	27,000	36,396,000	
オカモト	7,500	31,200,000	
バンドー化学	17,000	15,317,000	
日東紡績	8,500	27,072,500	
AGC	16,000	81,440,000	
住友大阪セメント	12,000	35,112,000	
太平洋セメント	13,000	32,253,000	
三谷セキサン	5,000	28,300,000	
TOTO	17,000	104,210,000	

ヨータイ	15,000	19,440,000	
フジミインコーポレーテッド	6,000	34,860,000	
ニチアス	11,000	31,218,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	50,000	76,950,000	
淀川製鋼所	10,000	23,450,000	
日本冶金工業	7,000	17,584,000	
大平洋金属	18,000	28,692,000	
新日本電工	110,000	33,770,000	
三菱製鋼	18,000	22,068,000	
日本精線	5,000	24,675,000	
東邦亜鉛	16,000	30,992,000	
住友金属鉱山	21,000	85,449,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	30,000	23,040,000	
昭和電線ホールディングス	14,000	30,632,000	
リヨービ	22,000	27,720,000	
アサヒホールディングス	13,000	28,873,000	
川田テクノロジーズ	4,000	14,500,000	
LIXIL	30,000	94,650,000	
ノーリツ	19,000	35,967,000	
長府製作所	5,000	10,140,000	
エイチワン	39,000	27,222,000	
三浦工業	22,000	109,120,000	
芝浦機械	12,000	30,564,000	
アイダエンジニアリング	27,000	27,486,000	
牧野フライス製作所	7,000	28,035,000	
オーエスジー	15,000	28,560,000	
DMG森精機	20,000	38,360,000	
島精機製作所	16,000	32,128,000	
平田機工	4,000	25,640,000	
ナブテスコ	25,000	112,000,000	
ユニオンツール	8,000	30,880,000	
サトーホールディングス	11,000	29,733,000	
日工	25,000	16,525,000	
井関農機	23,000	35,351,000	
クボタ	43,000	95,395,500	
三菱化工機	11,500	26,381,000	

栗田工業	10,000	50,700,000	
フジテック	10,000	26,830,000	
理想科学工業	13,000	31,421,000	
JUKI	35,000	26,565,000	
グローリー	13,000	29,380,000	
大和冷機工業	20,000	23,820,000	
不二越	8,000	34,080,000	
マキタ	20,000	121,800,000	
日立造船	40,000	32,200,000	
IHI	14,000	34,146,000	
日清紡ホールディングス	38,000	35,226,000	
イビデン	16,000	92,160,000	
東芝	18,000	82,440,000	
シンフォニアテクノロジー	20,000	23,220,000	
明電舎	13,000	30,459,000	
芝浦メカトロニクス	2,000	13,540,000	
I-PLEX	15,000	30,195,000	
オムロン	10,000	101,500,000	
日東工業	12,000	20,448,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	11,000	27,456,000	
富士通	5,000	98,625,000	
電気興業	12,500	28,912,500	
ワコム	45,000	31,545,000	
アンリツ	10,000	18,190,000	
富士通ゼネラル	10,000	27,980,000	
ソニーグループ	9,000	102,465,000	
タムラ製作所	40,000	30,040,000	
フォスター電機	33,000	28,017,000	
古野電気	28,000	30,380,000	
横河電機	65,000	110,500,000	
アズビル	25,000	117,250,000	
日本光電工業	9,000	32,895,000	
エスペック	10,000	21,420,000	
スタンレー電気	35,000	95,515,000	
日本セラミック	11,000	32,681,000	
古河電池	20,000	30,220,000	

日本電子	4,500	34,425,000	
ローム	10,000	100,800,000	
双葉電子工業	37,000	28,934,000	
ニチコン	27,000	29,025,000	
三井E&Sホールディングス	50,000	24,700,000	
新明和工業	33,000	29,931,000	
フタバ産業	36,000	16,308,000	
K Y B	10,000	30,250,000	
スズキ	21,000	96,201,000	
ジャムコ	30,000	29,670,000	
インターパーク	14,000	36,554,000	
トプコン	19,000	33,060,000	
H O Y A	7,500	129,075,000	
シード	15,000	10,440,000	
朝日インテック	31,000	98,735,000	
セイコーホールディングス	14,000	30,534,000	
ニプロ	28,000	35,448,000	
前田工織	5,000	17,600,000	
廣済堂	25,000	24,100,000	
大日本印刷	42,000	108,444,000	
アシックス	11,000	27,368,000	
ローランド	5,000	25,650,000	
メタウォーター	15,000	28,080,000	
相鉄ホールディングス	10,000	22,330,000	
京浜急行電鉄	20,000	26,840,000	
京王電鉄	16,000	97,760,000	
東日本旅客鉄道	14,000	103,586,000	
西武ホールディングス	30,000	37,650,000	
鴻池運輸	27,000	34,938,000	
近鉄グループホールディングス	28,000	106,540,000	
山九	3,500	17,500,000	
日立物流	8,000	37,240,000	
飯野海運	50,000	25,400,000	
三菱倉庫	10,000	31,250,000	
三井倉庫ホールディングス	16,000	44,000,000	
上組	14,000	32,060,000	

システナ	14,000	29,666,000	
プロードリーフ	60,000	30,300,000	
オプティム	11,000	21,692,000	
テクマトリックス	16,000	28,896,000	
さくらインターネット	35,000	21,000,000	
SRAホールディングス	3,500	9,667,000	
アバント	11,000	16,940,000	
ネオジャパン	5,000	7,250,000	
マクロミル	15,000	10,830,000	
ソースネクスト	90,000	20,880,000	
フジ・メディア・ホールディングス	28,000	32,536,000	
トレンドマイクロ	19,000	112,670,000	
大塚商会	19,000	111,530,000	
電通国際情報サービス	7,000	29,610,000	
日本ユニシス	10,000	29,640,000	
テレビ朝日ホールディングス	17,000	29,019,000	
ゼンリン	25,000	26,100,000	
松竹	2,500	29,850,000	
東宝	22,000	102,740,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	46,000	87,124,000	
ビジネスブレイン太田昭和	4,000	7,068,000	
富士ソフト	5,000	29,350,000	
NSD	16,000	31,568,000	
東京エレクトロン デバイス	6,000	32,100,000	
アルフレッサ ホールディングス	18,000	31,608,000	
ダイワボウホールディングス	19,000	38,418,000	
レスターホールディングス	15,000	28,305,000	
三洋貿易	7,000	7,931,000	
三菱食品	11,000	32,307,000	
松田産業	12,000	30,096,000	
第一興商	7,000	26,040,000	
アズワン	2,000	32,180,000	
丸紅	57,000	49,202,400	
豊田通商	22,000	104,060,000	
内田洋行	5,500	29,975,000	
三菱商事	18,000	58,176,000	

キヤノンマーケティングジャパン	8,000	20,224,000	
菱洋エレクトロ	5,000	11,120,000	
正栄食品工業	7,500	31,162,500	
岩谷産業	5,000	30,450,000	
稻畑産業	17,000	27,778,000	
ワキタ	16,000	16,064,000	
サンゲツ	14,000	22,372,000	
シナネンホールディングス	6,000	21,450,000	
サンリオ	14,000	29,876,000	
リヨーサン	13,000	28,119,000	
三信電気	17,000	27,455,000	
東陽テクニカ	23,000	26,864,000	
日鉄物産	5,000	24,300,000	
日伝	8,000	19,136,000	
カワチ薬品	14,000	32,732,000	
フジオフードグループ本社	7,000	9,436,000	
大黒天物産	5,000	35,600,000	
ハニーズホールディングス	16,000	17,424,000	
アルペン	10,000	36,450,000	
三越伊勢丹ホールディングス	40,000	28,560,000	
ジョイフル本田	17,000	24,684,000	
綿半ホールディングス	6,000	7,494,000	
コスモス薬品	4,500	89,685,000	
アレンザホールディングス	7,000	9,555,000	
クスリのアオキホールディングス	4,000	31,400,000	
ノジマ	10,000	26,290,000	
カッパ・クリエイト	16,000	22,000,000	
ワタミ	20,000	19,420,000	
幸楽苑ホールディングス	13,600	20,427,200	
コロワイド	15,000	31,470,000	
ヨンドシーホールディングス	9,000	16,020,000	
ケーヨー	35,000	28,210,000	
ロイヤルホールディングス	12,000	23,520,000	
いなげや	16,000	24,112,000	
ライフコーポレーション	7,000	30,730,000	
オークワ	24,000	27,576,000	

しまむら	3,000	29,460,000	
アクシアル リテイリング	5,000	20,325,000	
イオン	30,000	92,850,000	
ヤオコー	4,500	32,085,000	
サガミホールディングス	20,000	20,560,000	
プレナス	16,000	33,200,000	
セブン銀行	150,000	38,100,000	
いちご	70,000	23,590,000	
プレサンスコーポレーション	16,000	26,336,000	
オープンハウス	4,500	22,995,000	
日本工営	7,000	21,315,000	
コシダカホールディングス	55,000	29,865,000	
エス・エム・エス	10,000	38,450,000	
リニカル	19,000	15,694,000	
シミックホールディングス	8,000	11,552,000	
ベネフィット・ワン	9,000	38,340,000	
WDBホールディングス	6,000	19,980,000	
電通グループ	25,000	101,375,000	
オリエンタルランド	7,000	113,715,000	
リゾートトラスト	20,000	35,480,000	
りらいあコミュニケーションズ	17,000	20,264,000	
ジャパンマテリアル	23,000	28,497,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	20,000	30,520,000	
バリューHR	14,000	22,344,000	
ソラスト	15,000	21,090,000	
キュービネットホールディングス	13,000	22,919,000	
リログループ	10,000	23,910,000	
東祥	12,000	19,296,000	
ナガワ	1,500	14,895,000	
乃村工藝社	32,000	28,448,000	
藤田観光	10,000	21,760,000	
KNT-CTホールディングス	12,000	15,648,000	
日本管財	12,000	31,296,000	
船井総研ホールディングス	10,000	26,470,000	
合計	5,855,100	11,964,176,100	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【日本株プライムニュートラル・ファンド(ラップ向け)】

【純資産額計算書】

令和3年8月31日現在

(単位:円)

資産総額	32,524,183
負債総額	7,187
純資産総額(-)	32,516,996
発行済口数	27,779,794口
1口当たり純資産価額(/)	1.1705
(10,000口当たり)	(11,705)

(参考)

日本株マーケットニュートラル・マザーファンド

純資産額計算書

令和3年8月31日現在

(単位:円)

資産総額	27,403,464,998
負債総額	12,160,924,802
純資産総額(-)	15,242,540,196
発行済口数	10,792,689,479口
1口当たり純資産価額(/)	1.4123
(10,000口当たり)	(14,123)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業を行っています。

2021年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	887	17,959,631
追加型公社債投資信託	16	1,409,049
単位型株式投資信託	82	368,482
単位型公社債投資信託	45	181,908
合計	1,030	19,919,070

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度(自令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,398,457	2 56,803,388
有価証券	1,960,318	2,001
前払費用	575,904	598,135
未収入金	14,559	31,359
未収委託者報酬	10,296,453	13,216,357
未収収益	2 638,994	2 662,230
金銭の信託	100,000	2,300,000

その他	254,330	269,506
流動資産合計	70,239,017	73,882,978

固定資産

有形固定資産			
建物	1	584,048	548,902
器具備品	1	871,893	1,435,369
土地		628,433	628,433
有形固定資産合計		2,084,375	2,612,705
無形固定資産			
電話加入権		15,822	15,822
ソフトウェア		3,369,611	3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932	1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365	5,480,184
投資その他の資産			
投資有価証券		16,704,756	18,616,670
関係会社株式		320,136	320,136
投資不動産	1	819,255	814,684
長期差入保証金		565,358	538,497
前払年金費用		375,031	258,835
繰延税金資産		1,912,824	916,962
その他		45,230	45,230
貸倒引当金		23,600	23,600
投資その他の資産合計		20,718,993	21,487,417
固定資産合計		27,563,734	29,580,307
資産合計		97,802,752	103,463,286

(単位:千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	687,565	533,622
未払金		
未払収益分配金	131,478	158,856
未払償還金	395,400	133,877
未払手数料	2	4,026,078
その他未払金	2	3,818,195
未払費用	2	4,402,578
未払消費税等		629,469
未払法人税等		617,341
賞与引当金		933,517
役員賞与引当金		124,590
その他		701,285
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938

時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956

(純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位:千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2	27,106,451
広告宣伝費		696,418
公告費		1,000
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費		847,769
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490

印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費		8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位:千円)

第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--------------------------------------	-------------------------------------

営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入		16,395
事務過誤費	3,483	
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747
経常利益	13,753,799	13,368,595
特別利益		
投資有価証券売却益	174,842	2,007,655
特別利益合計	174,842	2,007,655
特別損失		
投資有価証券売却損	75,963	51,737
投資有価証券評価損	163,865	26,317
固定資産除却損	1 8,832	1 536

固定資産売却損		435						
特別損失合計		249,096					78,591	
税引前当期純利益		13,679,545					15,297,659	
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534		2			4,755,427	
法人税等調整額		79,824					19,122	
法人税等合計		4,226,359					4,736,304	
当期純利益		9,453,186					10,561,354	

(3)【株主資本等変動計算書】

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184
当期変動額								
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計							221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194
								79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	株主資本合計
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194
当期変動額								
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879
								81,024,723

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年~50年

器具備品 2年~20年

投資不動産 3年~47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法に

については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

- 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対する他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円
計	8,832千円	536千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
--	--------------------------------------	-------------------------------------

支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超		709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-
(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は100,000千円)を含めてあります。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円)を含めてあります。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期	第36期
	(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金 費用の調整表

	第35期	第36期
	(令和2年3月31日現在)	(令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
非積立型制度の退職給付債 務	508,982	161,046
未積立退職給付債務	748,929	918,342
未認識数理計算上の差異	1,257,911	1,079,388
未認識過去勤務費用	203,136	161,333
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	419,405	354,043
退職給付引当金	635,370	886,678
前払年金費用	1,010,401	1,145,514
	375,031	258,835

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
---------------------	---------	---------

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る	269,848	329,255
退職給付費用		

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095 ~ 0.52%	0.051 ~ 0.59%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円
投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756

減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
 繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
 繰延税金資産の純額		
	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第35期(令和2年3月31日現在)及び第36期(令和3年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)及び第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,073,855千円	未払手数料	697,109千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻(注2)	20,000,000千円		
							コーラブル預金の預入(注2)	20,000,000千円	現金及び預金	20,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息(注2)	4,126千円	未収収益	997千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,714,501千円	未払手数料	944,351千円

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,729,785千円	未払手数料	764,501千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	5,655,482千円	未払手数料	1,193,245千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
1株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益金額(千円)	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関する運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスター・トラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年8月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 5月21日	有価証券届出書の訂正届出書
2021年 5月21日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年9月29日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株プライムニュートラル・ファンド（ラップ向け）の令和3年2月25日から令和3年8月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株プライムニュートラル・ファンド（ラップ向け）の令和3年8月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。